

令和2年度 第3回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和2年11月16日（月曜）午後1時30分から午後3時00分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、最上委員、
南委員、菊地委員、熊谷委員、有川委員、平崎委員、広岡委員

計13名

（欠席委員：川本委員、松井委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課、学校支援課

【傍聴者】

3名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・ p 2 7
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 2 9

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第3回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。本日はお忙しい中審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】第4次新潟市障がい者計画（素案）
- ・【資料2】第6期新潟市障がい福祉計画 第2期新潟市障がい児福祉計画（素案）

以上5点となります。また、本日机上配布したものと、

- ・【資料3】計画や施策審議会に対する意見
- ・【資料4】第4次新潟市障がい者計画の修正について

を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、川本委員、松井委員から欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち、13名の委員が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、佐久間福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

福祉部佐久間でございます。本日もご多忙の中、本審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。また、皆様におかれましては、日ごろより障がい福祉施策にさまざまなご協力、ご理解をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日の障がい者施策審議会は、今年度3回目となります。10月の第2回審議会では、次期計画の骨子案をお示しさせていただきました。本日は、次期計画の素案をご審議いただきたいと考えております。本日もご検討いただいた後、次回の第4回審議会で、計画の内容をおおむね固め、12月下旬からパブリックコメントを通じて、一般の方々のご意見をお伺いしたいと考えております。次回の第4回審議会は、2週間後の12月3日となっております。タイトなスケジュールとなっており、皆様には大変ご負担をおかけいたしますけれども、何とぞご協力をお願いいたします。

結びになりますが、次期計画がよりよいものになりますよう、本日も忌憚なくご審議いただければと考えておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

3. 議事

(1) 第4次新潟市障がい者計画の素案について

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長お願いいたします。

(有川会長)

皆さん、こんにちは。非常にタイトなスケジュールで、次回も非常に短い時間の中で、この審議会ここまで進めてきています。前回、若干時間のほうも超過しておりまして、内容的に言うと、無駄な話は何一つないんですけども、限られた時間の中で話を進めている状況もありまして、若干皆さんには、ご意見とかご質問等の時間を十分取ることができなかったような状況もありました。

本日につきましても、できるだけ十分な時間を取っていきたいというふうに考えております。次第に従いまして、議事進めさせていただきたいと思いますが、おおむねの時間についてのお話を、事前に調整しておきたいと思っております。まず議事(1)第4次新潟市障がい者計画の素案についてを、50分程度の時間を見込んでおります。(2)第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画の素案についても、同じく50分の時間を予定しております。会場の使用時間も踏まえて、最終的には午後3時30分までに会議を終えたいと考えていますので、皆様に進行にご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、議事の(1)第4次新潟市障がい者計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

新潟市障がい福祉課の長浜と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、議事の(1)第4次新潟市障がい者計画の素案ということで、資料の1をご覧ください。こちらの資料は、これまでの障がい者施策審議会や、社会福祉審議会の分科会での意見を踏まえ作成をしたもので、前回議論をいただいた計画の骨子案をベースに、文章化したものというふうになっております。

それでは、最初に1ページ、点字資料のほうでは6ページをご覧ください。初めに、第1部の総論になります。総論の「1 計画策定の趣旨」では、これまでの障がい者計画の経過や国の動き、本市の取り組み等について、内容を見直しております。後ほど説明をしますけれども、本計画の基本理念でもあります、共生社会の実現に向けた内容とするために、障害者権利条約や障害者差別解消法、本市の条例であります、共生のまちづくり条例に関する内容ということが中心となっております。

次の「2 計画の位置づけ」でございますが、こちらでは、この計画が障害者基本法に基づき策定するものであり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向性を定めるものであることを、記載をしております。

次の「3 基本理念及び基本目標」です。基本理念のほうにつきましては、これまでの

会議で2つご意見を頂いております。本日机上配布した資料3、「計画や施策審議会に対する意見」という資料のほうをご覧ください。この資料の1番と2番の2つの項目が、頂いたご意見ということになっております。

1つ目の意見になっております、障害者基本法の目的にもあるように、「障がいの有無によって分け隔てられることなく」という表現に修正してはどうかというようなご意見を踏まえまして、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す」というふうに修正をいたしました。

引き続きまして2つ目の、将来的に経済的支援には限界があるため、今後は障がい者に対する社会全体の理解を深め、社会全体の意識を変えていく必要があるのではないかという意見を踏まえまして、障がい者に対する社会全体の理解を深めていくことの重要性について、基本理念の最初の部分のほうに追加をさせていただいております。

それでは、資料の1の2ページ、点字のほうでは資料10ページのほうになりますけれども、こちらのほうに戻っていただきまして、基本理念に続いて基本目標になります。基本目標では、現行計画と同様、地域生活の支援体制の充実、それから自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実、地域社会の障がいに関する理解の促進の、3つの基本目標を柱としております。

1つ目の「地域生活の支援体制の充実」では、サービス基盤の充実、相談支援体制の整備、保健医療の充実など、障がいのある人の安心した地域生活や、地域生活への移行に向けた支援に取り組みます。2つ目の、「自立の実現に向けた支援と、療育・教育の充実」では、障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、雇用促進と就労支援に取り組むとともに、適切な療育・教育が受けられるよう、体制の充実を図ります。

3つ目の、「地域社会の障がいに関する理解の促進」では、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会づくりを推進するため、障がいのある人や障がいに対する理解を深める啓発活動を進めるとともに、環境の整備に努めます。

次に「4 計画の期間」でございますが、計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間ということを記載してございます。

次の「5 障がいのある人とは」では、障がいのある人の定義について、各種障がい者手帳の所持等に関係なく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がいのある人」とする旨を記載しております。

次の「6 計画の構成」では、今ほどの3つの基本目標に対して、各論のそれぞれの項目がどのように関連しているかを、目次に近い形でお示しをするというページになっております。

次に「7 新潟市における障がい福祉の現状」でございますが、現行の計画では、障がいのある人の状況に限定をして、手帳所持者等の数や、その内訳に関する情報を、グラフを用いて掲載していましたが、新潟市の障がい福祉の現状について広く知ってもらうため、手帳所持者等に関する情報に限定するのではなく、サービス利用状況や、障がい者の就労状況等を新たに追加し、本市の障がい福祉全般に関する内容へ変更したいというふうに思っております。なお、この素案に掲載の情報については、前回の審議会でお示した、新潟市の現状といったところと同じものを載せております。

次に 14 ページ、点字の資料では 51 ページの方をご覧ください。「8 新潟市における障がいのある人のニーズ」では、障がい者全般を対象としたアンケートと、障がい児を対象としたアンケートについて、アンケートの概要や、今後の障がい福祉施策への取り組みを進める上で、中心的な設問をピックアップして分析した内容を掲載しております。障がい者全般を対象としたアンケートでは、施策の改善、充実と、地域生活に関する設問について分析を行いまして、障がい児を対象としたアンケートでは、必要な支援と、暮らしやすいまちづくりに関する設問について、分析を行いました。その結果、障がい者全般を対象としたアンケートでは、相談支援に関するニーズが求められており、障がい児を対象としたアンケートでは、周囲の理解に関するニーズが求められているということがわかったところでございます。このアンケートを分析した結果等を踏まえ、このあとの第 2 部の各論で、今後の施策について、方向性を示していきます。

続いて 20 ページ、点字の資料では 65 ページからの第 2 部、各論でございます。こちらは、各論については、前回の審議会で骨子案として一度お示しし、ご意見を頂きました。頂いた意見を、先ほどもちょっとご覧いただきました、資料 3 のとおりにとまとめましたので、本日はこちらの資料のほうで説明をさせていただきます。なお、これまでご覧いただいております資料 1 のほうには、現行計画と同様、各項目の最後に、主な事業というものを追加して記載してございますので、参考にさせていただければと思いますが、まずは資料 3 のほうをご覧ください。

1 番と 2 番が基本理念に関するご意見でしたので、3 番からということになりますけれども、まず 3 番、相談支援体制の充実というところでは、ペアレントメンターやペアレントトレーニングの内容を追加してはどうかとのご意見を頂いたところでございます。このご意見につきましては、ここの項目では、専門的な相談体制の内容を記載をしております、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど、保護者支援に関する内容は、資料 1 で言うと 33 ページ、点字のほうでは 112 ページになりますけれども、こちらの（1）就学前療育の充実の「施策の方向性」のところ記載をしていることから、引き続きそちらの項目のほうで対応していきたいというふうに考えております。

次に、資料 3 のほうに戻っていただきまして、4 番の、同じく相談支援体制の充実に対するご意見ですけれども、基幹相談支援センターの仕事量が非常に多いことや、連携体制、役割分担等について加筆してはどうかといったご意見を踏まえまして、「施策の方向性」の該当箇所を、基幹相談支援センターの役割や連携体制を明確にした内容へと修正をしております。

次に 5 番、地域生活を支える人づくりに対するご意見でございますが、「現状と課題」に、コミュニティづくりやつながりを育むことの必要性についての記載があるが、「施策の方向性」では、その課題に対応する内容が記載されていないというようなご意見を踏まえまして、「施策の方向性」に、精神障がいにも対応した地域包括ケアの構築のために協議の場を設置し、当事者や当事者団体との関係性の構築や地域づくりに向けた協議を実施する内容を、追記をいたしております。

次に 6 番、スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援についてのご意見でございますが、「Society5.0」という言葉が広く一般に知られてる言葉ではないと思うため、わかりやすい表現に修正してはどうかとのご意見を踏まえまして、AI やロボット、ビッグデータ

などを活用した創造社会というような表現に修正をしております。

次に7番、情報提供・意思疎通支援の充実に対するご意見ですけれども、障がいの個人（医学）モデルに基づくとらえ方であり、社会モデルのとらえ方に変換していく必要があると思うため、表現を改めてはどうかといったご意見を踏まえまして、障がいの個人・医学モデルのとらえ方から、社会モデルに基づくとらえ方へと、表現のほうを修正をいたしました。

次に8番、障がいの予防と早期の気づき・早期の支援に対するご意見でございますが、「施策の方向性」のころの支援体制の内容について、地域の保育園等でも、集団参加において社会性の課題を抱える子への専門的な療育を保育所等訪問支援事業で実施し、支援体制の充実を図るといった内容としてはどうかのご意見を踏まえまして、本日机上配布した資料4「第4次新潟市障がい者計画の修正について」の1ページのとおり、巡回支援専門員の派遣や、必要に応じて保育所等訪問支援や、児童発達支援事業所等の利用につなげるといった内容に、表現のほうを修正をいたしました。

次に資料3の、先ほどの続きに戻っていただきまして、9番の医療の支援に対するご意見でございますが、リハビリテーションに関する記述がないが、障がい者の自立支援、生活訓練等のリハビリテーションは、現状では不十分であり、その拡充、推進を加筆すべきではないかといったご意見を踏まえまして、こちらも先ほどの資料4の2ページのとおり、項目名のほうも、「医療・リハビリテーションの支援」というふうに修正をし、身体機能の維持向上や、日常生活の質の向上等に関する内容を、追加をいたしました。

次に資料の3の先ほどの続きに戻っていただきまして、10番、難病に関する保健・医療施策の推進では、「新潟市難病相談支援センター」という表現は、正式名称は「新潟県・新潟市難病相談支援センター」であるという指摘がありまして、名称のほう、修正をさせていただきます。

次に11番、学校教育の充実に関するご意見ですけれども、「施策の方向性」の部分で、障がいの個人（医学）モデルが徹底しており、障がいを障がい児と言われる子どもの問題としてとらえているように思えるため、共生社会を標榜するのであれば、学校や学級のシステムそのものの再検討や、一般の児童・生徒の障がい理解をどう進めていくかといった課題が重要であると思うが、計画ではその点が欠落しているのではないかといったご意見をいただきました。こちらにつきましては、学校のほうでは交流及び共同学習や、居住地校交流などを通して、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒と一緒に活動をする機会の創出や、通常の学級における障がい理解については、福祉読本を活用しながら進めているといった現状でございます。障がいのない子の障がい理解については、資料1で言うと42ページ、点字のほうでは143ページになりますけれども、こちらの（4）福祉教育の推進といったところに今記載をさせていただいているということから、引き続きそちらの項目の中で対応していきたいというふうに考えております。

次に資料3の、先ほどの続きの12番になりますけれども、雇用促進と一般就労の支援では、「現状と課題」に記載の「患者」というのがどういった意味か教えてほしいといったご意見を頂きました。これは正しくは難病が抜けておりまして、正しくは「難病患者」というのが正しい表現でしたので、文言のほうを修正をさせていただきました。

続きまして13番、福祉施設等への就労の支援では、コロナの影響で仕事がなく、賃金が

下がっているのです、その点の施策について加筆してはどうかといったご意見を頂きました。このご意見につきましては、現在コロナの影響による福祉施設就労等の支援策を実施していることや、工賃向上に向けた施策について、「施策の方向性」に記載していることから、計画の表現のほうは修正はしませんけれども、引き続き個別の取り組みや、事業の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

次の14番、障がいと障がいを理由とした差別の解消の推進の「施策の方向性」ですけれども、「差別解消の未然防止策」という表現に現在なっております、誤った表現ではないかというご指摘を受けましたので、正しい表現である「差別の未然防止策」というふうに、文言のほうを修正をいたしました。

次に15番、障がいと障がいのある人の理解の普及では、基本理念と同様、社会的に経済的支援には限界があるため、今後は障がい者に対する社会全体の理解を深め、社会全体の意識を変えていく必要があるのではないかとこの意見を踏まえまして、「現状と課題」と「施策の方向性」にそれぞれ、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることの必要性や、その取り組みについて、内容を追加をいたしました。

次に16番の、同じく障がいと障がいのある人に対する理解の普及ですけれども、「施策の方向性」について、市役所の職員や市民を対象に、障がい平等研修などを実施してはどうかといったご提案を頂きました。障がい平等研修は、障がい者自身がファシリテーターとなって進めるワークショップ型の研修であるというふうに認識をしております、現在研修といった部分では、市役所職員ですとか、市民の方を対象に、共生条例の周知啓発を市職員が講師となり行っておりますけれども、今後その研修内容を考えていく上で、ご意見を頂きました障がい平等研修といったものも含めて、具体の事業の中で検討していきたいというふうに考えております。

第2部各論で修正した点は以上でございます。

続いて、資料1の46ページ、点字のほうでは155ページになります。これが資料1の最後、第3部、計画の推進に向けてというところになります。こちらの1番、「庁内の協力体制」では、庁内の関係各課が連携をし、障がいのある人のニーズに応えられるよう、協力体制を築いていきたいというふうに記載してございます。

次の2番、「当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力」といったところでは、障がいのある人の地域生活を支援していく上で、当事者団体、民間事業者、ボランティア団体等は、非常に重要な役割を担っているため、各団体と協力・連携しながら、施策を進めていきたいというふうに記載をしてございます。

次の3番、「計画の推進」では、自立支援協議会での協議や、障がい施策審議会において、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進について、必要な事項の審議を行い、計画の実施状況について進捗管理のほうもしていただきながら、その計画のほうを推進していきたいというふうに考えております。

第4次新潟市障がい者計画の素案に関する説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等あります

でしょうか。

(栗川委員)

お願いします。

(有川会長)

はい、栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。今ほどの説明ありがとうございました。また、点字の資料のページの読み上げ等も、前回要望させていただいて、対応していただいて、大変ありがたいと、今日はついていくことができたのでよかったと思います。引き続きよろしくお願いします。

内容に関しても、前回の会議、あるいはそのあとに意見聴取があって、それに対して私のほうでもいくつか意見を述べさせていただいた部分があるんですけども、多くのところでそこに応えていただいたことに感謝します。

ただ、やっぱり1点、教育のところがなかなか大変なんだろうと、率直に思いました。やはり障がい児教育をやっている人たちの意識としては、目の前にいる障がいのある子どもたちを何とかしようという、そっちのほうへどうしても行くわけですけども、やはり障がいを持つ人間とそうでない人間と違いますか、いろいろな人間が共に生きていく社会をどうつくっていくかということを考えたときに、障がいを持っている子どもに対してどうするかというだけでは、僕はなかなか厳しいといいますか、いわば子どもたちの中にある、障がいに対してのいろいろな理解やら、あるいは理解というよりも、泰然的なものというか、感覚的なものもすごく大きいんだと思うんですけど、そういった部分を小さいうちから培っていく中で、やはり社会が少しずつ変わっていくというか、そういうことになったときに、障がいのない子どもたちと違いますか、あるいは普通学級とか普通学校の子どもたちへのアプローチというのは、今後の障がいのある人もない人も、理念に入れていただきましたけど、分け隔てなく共に生きていく社会をつくる上では、非常に重要というか、決定的なぐらいに重要な部分ではないかなと思うので、なかなか国の施策やいろいろな問題があって難しいのはわかるのですが、何とか学校教育のところ、いわば通常学級と違いますか、その部分へのアプローチのところを入れていただけないかなというのを、しつこいようですけども、最後に要望したいと思います。

具体的には、例えば福祉教育の項目が後ろのほうに出ていますけれども、その辺を前のほうに入れて、その内容の中に基本理念や基本目標の中身も入れながら、それがだから障がい児の教育というか、学校教育における障がい者をめぐる問題の観点として、それは持ち続ける必要があるんだというようなことを意識できるような形の項目にさせていただけるといいなというふうに思いました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの意見につきまして、いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、栗川委員のほうからもお話があったとおり、もともと頂いた意見のほうも、そもそも特別支援学級とか特別支援学校とか、そういうふうに分かれて教育をしていること自体がどうなんだといったところが、根本的な問題としてやはりあるのかなというふうには感じているところでございます。こちらについては、国も含めていろいろなことで取り組みを進めていると思うんですけども、現状として、なかなか新潟市として、個別にどこまでできるかというところ、今の計画のほうに書いてある、よりよいあり方というものを検討していきますというぐらいしか書けなかったということで、今こうなっているんですけども、今委員のほうから、福祉教育のほうに記載してある部分を、こちらのほうにも記載しながら、その辺の重要性というものを出していったらいいのではないかというご意見も頂きましたので、そういうような方向で計画を修正する方向で、考えさせていただきたいと思っております。

(栗川委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか、今の。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

ほか、いかがでしょうか。はい、高井委員。

(高井委員)

にいがた温もりの会の高井です。よろしくお願いたします。たびたび修正点についても出てきたんですけども、医学モデルか社会モデルかというところ、やはりムラがあるなというふうには、事前の資料を読ませていただいていた。障がいのある人が、支援が必要な人ということではなく、社会の環境を整えば障がいがなくなるよねというふうには考えていただくと、社会参加というキーワードのところで見ても、「社会参加を支援する」と書いてみたり、「社会参加を推進する」というふうには書いてみたりということなんです。新潟市の考え方として、どの辺を主流に置くかというところ、ここがスタンダードなところを目指しますというところが、多分ぼんやりしているのかなと思っていて、共生社会ってすごく理想的なんだけど、とても大変で、先回のこの会議でも私申し上げたと思うんですけども、障がいのある方と一緒に働いたり勉強したりするのって、とても効率が悪いし大変なんですよね。お金もかかる、人の手間もかかるということ、障がい者の理解というよりは、障がい者の方と一緒に暮らす共生社会ってこういうことだよということを明るみに出したほうが良いと思っていて、その大変なことの理解をみんながしていけない限り、当事者のつらいところの理解をしたところで、多分私ごとになっていかないんだというふ

うに思っています。

というところで、ノーマライゼーションの主流がどこにあるのかというところをちょっと定めていただくといいのかなと思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。先ほどの栗川委員のご意見とも多分通じるところがあるお話で、どこのスタンスに立つかというところは、もうメッセージ性の問題ですかね。もう少し強いメッセージとして社会モデルを推進していくというところと、あとそれに伴うそれぞれの役割というところで、決して簡単な話ではない、だけど目指していくんだというところを、もう少し強いメッセージで発していけないかということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。どこまで具体的に示せるかと言われると、今すぐお答えできないんですけれども、考えとしては私らも同じような考えを持っていきたいなと思っておりますし、今ほどご意見いただいたようなことというのは、この計画の中のどこかにだけ合致するというものではなくて、基本的にはこの計画を進める全体の中で、一番大きな根幹になるところなのかなと、私ども思っておりますので、そういった意味では、前段のほうの基本目標ですとか、基本理念の辺りとかに、そういうようなことを書いて、新潟市としてのメッセージとして出していければなと思っておりますので、ちょっと事務局のほうで検討させていただきます。

(高井委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。はい、平崎委員。

(平崎委員)

ハローワーク新潟、平崎です。ここで言うことになるのかどうかというところもあるんですけれども、まず基本理念の中に、安心して暮らすことのできる共生社会を目指すという形の表現がございます。それで、41 ページの辺りに行きますと、権利擁護の推進ということで、いろいろ書いてありまして、そこ以外にもちょこっとずつ入っているんですけれども、この権利擁護の推進の2つ目のマルポツの「施策の方向性」のところ、「障がいのある人や家族の権利擁護のため」というような形が、見出しがあって、2行目に障がい者の虐待が出てくるんですけれども、安心して暮らせる社会、神奈川の例でもありますけれども、相当障がい者を差別して起きた事件、ああいった大きな事件もあるわけですが、まずもって虐待をなくす、発見する、それに対する対応をするというところも、何らかの表現をつけていかないと、この虐待という文字だけが何カ所かにポツンポツンと出ているだけで、具体的に何かをしようという形のものが見えないというところが、だいぶ感

じられました。これは国、県、どこが主導するということではないかとは思いますが、細かにそれぞれの自治体、国なり県なり市なり町村なりということで、全般的に市民等へのそういう周知、それからそういった虐待の早期の発見と通報制度があるんだよということぐらいは知らせていきませんか、やはり障がいのある人、その権利擁護をする、家族の権利擁護をするということも大事なんですけれども、障がい者虐待で一番大きな事案というのは、やはり家族からの虐待というのが一番大きな問題かと思うんです。それから施設の関係、それから私どもが関わってくる労働関係ということで、いろいろ事案は出てくるわけですが、まずもっては外から見た目の権利擁護だけではなくて、それぞれの人、それから家族全般も含めて、そういった法制度があって、見て見ぬふりをせず、全員が同様な人間であるということを尊重しながら、そういったものを目にしたとき、気付けたとき、そういったのを知らしめながら、早期の対応を図って行って、ここにありません専門の相談員さんに対応していただくとか、そういった形の中で住みよい環境づくり、生活環境をつくっていくという方策が、市のほうの計画のほうにも若干なりとも記載していただけるといいのではなかろうかなと、ちょっと感じたところがございます。

それから意見ではないですが、ついでなのでもう1個、36ページの障がい者の雇用法の関係です。先般の2回目の審議会の中で、民間企業だけの雇用率を表現しないで、官公庁、地方公共団体についても表現してくださいということで、今回地方公共団体のものが記載をされました。3行目ですね。ただ、新潟市さん大きな政令指定都市ということで、教育委員会もあるわけです。教育委員会は、これまた法定雇用率が変わってまいりますので、ここに教育委員会の法定雇用率のところも、2.4から2.5に引き上がるというような形のものも、追加していただけるとありがたいと思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

はい、ご意見ありがとうございます。まず、後段のほうの教育委員会の率については、今ほどご指摘があったところに追記をしたいなというふうに思っております。

それから前半のご意見におきましては、虐待防止の件については、主には資料1で言うと、41ページの権利擁護の推進というところになるんですが、実際の対応としては、主な事業で書いてある、虐待防止対策事業という中で相談にのったりとか周知だとかやっていくんですけど、その辺は確かに、この施策の方向性の中の文章の中では見えにくくなっておりますので、今のご意見踏まえて、その辺の文章の修正のほうもしたいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(平崎委員)

はい。

(有川会長)

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見のほう出そろったようですので、この辺りで議事（１）を終了したいと思います。

3. 議事（２）第６期新潟市障がい福祉計画及び第２期新潟市障がい児福祉計画の素案

(有川会長)

それでは、議事の（２）第６期新潟市障がい福祉計画及び第２期新潟市障がい児福祉計画の素案についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

それでは、議事の（２）第６期新潟市障がい福祉計画及び第２期新潟市障がい児福祉計画の素案について説明いたします。資料のほうは２をご覧ください。こちらの素案は、障がい者計画のほうと同様、これまでの施策審議会や、社会福祉審議会の分科会での意見を踏まえ作成したもので、前回お示しできなかった部分を中心にご説明をしたいと思います。なお、ページ内に籴の表示がある部分は、現行計画にはなかった新しい項目ということになりますので、ご承知おきください。

それでは、１ページ、点字のほうの資料では５ページになります。「１ 計画の概要」でございませう。(1) 計画策定の趣旨では、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、国の定める基本指針に即しつつも、本市の地域特性を考慮しながら、計画を策定したという旨を記載しております。

次の(2) 計画の位置付けでは、この計画がそれぞれ、障害者総合支援法と児童福祉法に基づくもので、一体として計画を策定するという旨を記載しております。

次に(3) 計画の期間ですけれども、国の示す指針に基づきまして、令和３年度から令和５年度までの３年間というふうにしております。

続いて、「２ 計画の基本理念及び基本的な考え方」になります。国の基本指針に基づいて項目を設けまして、その内容として、本市の考え方を記載しております。項目は全部で22ありますけれども、そのうち新規の項目は4つということになります。

はじめに(1) 計画の基本理念です。①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援では、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、必要な障がい福祉サービス等の支援が受けられるよう、体制の整備を進めます。

次の②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等では、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めるとともに、発達障がいや難病等が、障がい福祉サービスの対象であることの周知を行います。

次の③地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備では、入所施設等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援に関する課題に対応するため、地域生活支援拠点等の整備、機能の強化や、相談支援の充実に努めます。中でも、入所施設等からの地域生活への移行については、地域生活を希望する障がいのある人の重度化や高齢化、親亡きあとを見据えたサービス提供体制の整備に取り組みます。

次の④地域共生社会の実現に向けた取り組みでは、地域共生社会の実現に向け、相談支

援、社会参加に向けた支援、相互理解に向けた支援等、包括的な支援体制の構築に努めてまいります。

次の⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援では、障がいのある子どものライフステージに沿った支援や、医療的ケア児など専門的な支援を必要とする障がいのある子どもに対して必要な支援が行き届くよう、保健、医療、保育等の関係機関が連携を図り、包括的な支援体制を構築いたします。

次の⑥障がい福祉人材の確保と⑦障がいのある人の社会参加を支える取り組みという2つは、新規項目ということになります。

初めに⑥障がい福祉人材の確保では、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、提供体制の確保と人材の確保、育成に向けた取り組みを行います。

次の⑦障がいのある人の社会参加を支える取り組みでは、文化芸術活動や読書環境の整備の推進に関する内容を中心に、障がいのある人のニーズを踏まえた、社会参加の促進を推進いたします。

続いて（2）障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方です。初めに①訪問系サービスの保障、それから次の②日中活動系サービスの保障では、各種サービス内容の充実を図るとともに、必要なサービス量を確保できるよう、支援に努めてまいります。

次の③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実では、施設入所等からの地域生活へ以降する際に、居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、継続した地域生活が送れるよう、重度化・高齢化、親亡きあとを見据えた地域生活支援拠点等の整備を図ります。

次の④福祉施設から一般就労への移行を推進では、本市が独自に設置している、障がい者就業支援センター「こあサポート」による、伴走型就労支援を推進し、一般就労への移行と職場定着を進めます。

次の⑤強度行動障がいのある人や、高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実と、次の⑥依存症対策の推進の2つは、新規の項目ということになりますが、最初の⑤強度行動障がいのある人や、高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実では、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成を通じて支援体制の整備を図ります。

次の⑥依存症対策の推進では、アルコールや薬物、ギャンブルをはじめとする依存症について、依存症に対する理解を深める周知啓発に努めるとともに、依存症の回復と再発防止を目的として、治療・回復プログラムを実施いたします。

続いて（3）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方でございます。初めに①相談支援体制の構築では、市内4カ所に設置している基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援、専門的な指導・助言、人材育成等の強化・充実、地域における相談支援体制の検証・強化を行います。

次の②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保では、入所施設等から地域生活への移行に向けた支援と合わせて、地域での生活が定着するよう、相談支援体制の確保・充実や自立生活援助等、必要なサービスの確保に努めます。

次の③発達障がいのある人に対する支援では、発達障がいのある人やその家族等が必要な支援を受けられるよう、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、保健医療などの関係機関との連携を図り、総合的な支援体制の充実に努めます。

次の④障がい者地域自立支援協議会の役割では、相談支援事業者や関係機関等で構築する、新潟市障がい者地域自立支援協議会において、地域でのサービス提供のあり方などの課題整備を行うとともに、障がい福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、施策提案や専門的助言などを行います。

続いて(4)障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方です。はじめに①、地域支援体制の構築では、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、障がいの多様化に対応する専門的機能の確保を図るとともに、地域の各事業所と連携し、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

次に②保育・保健・医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援の項目では、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

次の③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進では、保育所等訪問支援を提供する事業所の確保に努め、新潟市立児童発達支援センター「こころん」を中心に、障がいのある子どもの地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進いたします。

次の④特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備では、重症心身障がい児や、医療的ケア児、強度行動障がい児などに対する支援体制や、人材育成の充実に努めます。

次の⑤障がい児相談支援の提供体制の確保では、人材の確保・育成に努めるとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」や、基幹相談支援センターに配置している障がい児支援コーディネーター、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、障がいのある子どもやその家族、関係機関等からの相談に応じます。

続いて、「3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況」になります。

(1) 障がい福祉サービス等利用状況では、前回の骨子案でもお示した、過去3年分のサービス利用の実績について掲載をしております。資料2のほうでは11ページからになります。なお、こちら点字のほうでは30ページからになるんですけれども、前回提示したものと内容的には同じであるということと、表になっていて、点字にすると量が増えるということもあって、こちらちょっと省略させていただいておりますので、ご承知おきください。

続いて15ページ、点字のほうでは今のページを省略したので、そのまま30ページになっているかと思えますけれども(2)新潟市内におけるサービス基盤の整備状況でございますが、こちらのほうには、本市の主要なサービス基盤である事業について、事業所の数や定員の数というものを記載をしているページになります。

続いて17ページ、点字のほうでは35ページになります。ここからは「4 令和5年度の成果目標」という項目になります。こちらの成果目標の内容については、前回の審議会でも骨子案として一度お示ししておりました、特に変更した点はないんですけれども、委員のほうからいくつかご意見がありましたので、意見いただいた点について、先ほどと同様資料の3のほうでご説明をいたします。資料3の3ページ、点字のほうでは資料の3の17ページになります。第6期新潟市障がい福祉計画、第2期新潟市障がい児福祉計画と書い

であるところの、17番から19番までの3つの項目になります。

初めに17番、4(1)②の施設入所者の削減という項目について、これは成果目標を設定しないため、資料には載ってませんが、施設入所者の削減自体を目標とせず、入所待機者の解消、すなわち入所者の増加を目指すという意味でしょうかというようなご質問を頂きました。こちらにつきましては、新潟市では施設入所を希望している入所待機者が多くいることから、入所者数の削減目標は設定しませんが、一方で、現入所者の地域生活への移行を推進していくことというふうにしております。

なお、新潟市内の入所サービスの提供量は、新潟県の計画とも関連してくるため、市独自の判断でサービス提供量を増やすことができないことから、現時点では、入所のサービス提供量は、現行計画と同じ見込みの623人を維持する計画としておりますけれども、今現在県のほうと調整を進めておまして、その結果を踏まえて、このサービス提供量を変更する可能性があるということをご承知置きいただければと思います。

続きまして、意見の2つ目、18番になりますけれども、これは④の福祉施設から一般就労への移行ということについてご意見いただきましたが、考え方のところで、「本市の実情を考慮すると達成困難と考えられるため」という表現があるのだけれども、本市の実情がどういうもので、達成困難と考えられる理由が何であることを示す必要があるのではないかとご意見を頂きました。こちらにつきましては、新潟市の障がいのある方の一般就労者数というのは、おおむね増加傾向にあるんですけれども、実際には就労を希望する障がい者と、それから受け入れる企業を取り巻く雇用状況というのは、いろいろな影響が考えられますし、特に今年度以降については、新型コロナの感染拡大という影響もありまして、厳しい状況が続くのではないかとご意見を伺っております。一方で、障がい者雇用を促進するという必要であることから、こちらのほうでは法定雇用率の見直しを踏まえた目標値を、設定をさせていただいたというところがございます。

なお、先ほどの資料2の素案の18ページ、点字のほうでは37ページの7行目辺りになるんですけれども、こちらに法定雇用率の話で、令和3年4月までにごというふうにご書いてあるんですけれども、こちら令和3年の3月1日からというふうにご予定されておりますので、資料のほうは、正式にはそういうふうにご修正をしたいと思っております。

それから先ほどの資料3のほうに戻っていただきまして、3つ目の19番の項目ですけれども、一般就労移行者の就労定着支援利用率に対するご意見として、就職者を出した事業所が必ずしも定着支援を実施しているとは限らないので、成果目標の目標値70%の妥当性がなかなか測れないのではないかとご意見を伺いました。こちらにつきましては、目標値の70%については、そもそも就労定着支援の全体の実績が新潟市としてまだ少ないので、目標値としては、国の設定する目標値をそのまま設定をさせていただいたというところがございます。この就労定着支援事業については、必ずしも一般就労時に通所していた移行支援事業所でなければ利用できないというサービスではないんですけれども、希望する方がサービスを円滑に受けることができるように、事業所に対しては、定着支援事業の事業開始を促す取り組みというのを、継続していきたいというふうにご思っております。

続いて、資料の2のほうに戻っていただきまして、資料2の26ページ、点字のほうでは54ページをご覧ください。(9)成果目標を達成するための対応ですけれども、こちらにはどのような取り組みによって目標達成を目指すのかというのを記載してございます。初

めに①の、福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応では、施設入所者が地域生活へ移行する際の居住の場となるグループホームや、日中活動の場である生活介護等の整備を促進するとともに、日常生活の困りごとから専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援に対応できるよう、基幹相談支援センターなどによる相談支援体制の充実に努めていきたいというふうに考えております。

次の②福祉施設からの一般就労への移行等に関する対応では、障がい者就業支援センター「こあサポート」において、就職を希望する障がいのある人の相談から、就職後の定着支援まで、一貫した伴走型支援を実施いたします。また、就労定着支援事業所の確保に努め、障がいのある人が安心して長く働き続けることができる支援体制の構築や、関係機関との円滑な連携体制の構築により、企業に対する支援にも取り組み、障がいのある人の就労機会の拡大につなげます。

次の③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する対応では、当事者、家族、医療、保健、福祉の関係者による協議の場を開催するとともに、精神科病院、障がい福祉サービス事業所、行政機関等の支援機関のネットワークの強化により、地域包括ケアシステムの構築に関する取り組みを推進します。

次の④地域生活支援拠点等が有する機能の充実に係る対応では、障がい者夜間休日相談支援事業や、基幹相談支援センターの機能を活用することで、相談支援体制や緊急時の対応、受入体制を継続して実施しつつ、障がいのある人の高齢化・重度化や、親亡きあとを見据え、地域の実情や課題に応じて、各機能の整備や強化、充実に努めてまいります。

次の⑤障がいのある子どもの支援の提供体制の整備に関する対応では、障がいのある子どもやその家族、関係機関等からの相談に対して、新潟市立児童発達支援センター「こころん」や、基幹相談支援センターに配置している障がい児支援コーディネーター、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」などの専門機関が支援を行うとともに、各種関係機関と連携しながら、支援体制の充実に努めます。

次の⑥障がいや障がいのある人への理解促進に関する対応では、障がいのある人とない人の交流機会の拡大・創出や、研修会・啓発事業の実施により、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。

次の⑦相談支援体制の充実・強化等に関する対応では、基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援体制、専門的な指導、助言、人材育成等に取り組むとともに、基幹相談支援センターと障がい者地域自立支援協議会において、相談支援体制に関する重層的な体制について、検証、評価を行います。

次の⑧障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築に関する対応という項目では、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できるよう、市職員が各種研修に参加し、資質の向上を図るとともに、市職員の資質向上だけではなく、障がい福祉サービス事業所等においても資質の向上を図るため、集団指導や実地指導、事業所間の連携強化、スキルアップ研修等を通じて、利用者である障がい者等の意向に基づく地域生活を実現させるための取り組みや、体制の構築に努めていきたいというふうに思っております。

続いて、「5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策」でございますけれども、こちら前回の審議会で、骨子案として一度お示ししておりますが、特に

変更点はないので、本日の説明のほうは省略をさせていただきます。なお、各事業の説明というのをちょっと記載してありますので、参考にご覧いただければと思います。

続いて、資料2の51ページ、点字のほうでは109ページになります。(11)活動指標(サービス見込み量)の確保のための方策ですけれども、必要なサービス量を確保できるよう、既存事業所、新規事業所にかかわらず、広く情報提供を行うとともに、国や県の補助を活用しながら、サービス提供基盤の整備に努めていきたいというふうに思っております。

最後に大きな6番、計画の達成状況の点検及び評価の項目ですけれども、各年度における障がい福祉計画や障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標(サービス見込み量)の達成状況について、進捗管理を行うため、障がい者計画と同様に、障がい者施策審議会と地域自立支援協議会において分析・評価を行っていききたいというふうに思っております。

第6期新潟市障がい福祉計画及び第2期新潟市障がい児福祉計画の素案については以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。富田委員。

(富田委員)

5ページの覇の強度行動障がいのある方に関することです。入所待機者の多くが、強度行動障がいの人だと思うんですね。これからどんどん若い人も来るのにその人たちも入所施設に入れる可能性は低いですね。何年か前に、この会議で発言させてもらったんですけど、入院も、新潟だと長岡の精神医療センターしかなくて、入るのも何カ月待ちになってしまうので、新潟市にそういう所があるといいというふうに発言しました。ですがコロナでそんなことできないような状況になってしまったので、強度行動障がいに関しては、地域レベルでどうにかするしかないような状況だと思うんですね。自閉症も知的障がいも治らないですけれども、この強度行動障がいというのは治すことが可能な障がいなんですよ。なので、本気でやれば、助かる方がたくさんいらっしゃる。親も、もう本当にその日生きるか死ぬかみたいな大変な状況の家庭がいくつもあると思うんですね。暴力とか飛び出しがなくなるだけで、かわいいとなって、頑張って育てようと思うし、学校とか事業所もすごく楽になるし、何よりも本人が一番楽になると思うんですね。

なので、適切な支援というよりも、改善に向けてとか、強い市の本気の心意気というか、そういうのを入れていただくといいかなと思います。昔は障がい者の生活は親任せだったものを、行政や市が頑張ってくださいって、様々な福祉サービスや放課後デイができました。これからは、親御さんも自閉症とか知的障がいの知識をしっかりと身につけて、学校と事業所とチームになって、全体で協力していくような表現があるといいかなと思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

強度行動障がいのある方への対応というか支援という部分、今非常に大変というか、それぞれ皆さん苦勞されているのは十分承知しているつもりですし、私ども新潟市としても、どのようなことができるかいろいろと意見を聞かせていただきながら進めておりますので、ここの表現のほうについては、今のご意見を踏まえて、ちょっと事務局のほうで考えさせていただきたいと思ひますし、それ以上に実際に事業を進めていく中で、どういうことができるかというのを、また施設の方ですとか、新潟市だけに限らず県の方とかとも、関係するところともよく相談をさせていただきながら、取り組んでいきたいと思ひます。ありがとうございました。

(有川会長)

よろしいですか。ほかいかがですか。菊地委員、お願いします。

(菊地委員)

太陽の村の菊地でございます。よろしくお願ひします。今の富田委員のご発言に、私も少し付け加えさせていただきたいと思ひてお願ひします。当法人も強度行動障がいの方のグループホームを運営しておりますが、やはり地域生活を続けていく上で、緊急時の対応は居宅のサービスだけでは、なかなか十分な対応が出来ずにいます。やはりバックアップ体制がかなり大変だと思ひてお願ひします。これが一点と、あと、強度行動障がい者の方の受入れ先が夜間だけではなく、日中の行き場所が不足してきているように思ひます。学校に入ったときに3年後には卒業というのがもう完全に決まっているわけですよね。その3年後の受け皿がないとか、ましてや実習も受け入れていただけないというような話も聞ひてお願ひしますので、やっぱり学校、教育関係と福祉事業者の連携とか築いていく必要があると思ひてお願ひします。それが新潟市の受け皿といいますか、支援体制の構築になるかと思ひますので、この辺の現状を発言させていただきました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。今のご意見いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございました。菊地委員の社会福祉法人さんのほうとも、いろいろと普段から意見交換をさせていただいてお願ひして、いろいろとお互いに大変なところもあるというようなことを、お互いに認識しているつもりでございますので、今のご意見のほうもあらためてお聞かせいただきまして、この施策の表現ですとか、実際に取り組んでいく事業の中で、いろいろ検討していきたいと思ひてお願ひします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。若干抽象的な表現になってしまっているというところなんですかね。もう少し具体的なものが出てくるほうがいいのではないかということなんです。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

実際に今取り組んでいるものとか考えているものとかであれば記載できると思います
が、ちょっとどこまで記載できるか、こちらのほうで検討させていただければと思います。
なるべく具体的に書けるようにしたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。はい、高井委員。

(高井委員)

高井です。よろしくお願ひします。またさっきの話とちょっと近いんですけども、特別支援学級、学校のところで、資料の10ページですけども、特別支援学習って、私は特別な支援が必要な子どもではなくて、特別なニーズのある子どもというふうにとらえていてほしいなと思っていましたし、そうだろうなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。義務教育の中で教育を受ける機会というのは必須だと思うんですけども。合理的配慮とかそういう問題じゃなくて、どのお子さんも教育を受ける機会を確保するべきと思っています。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。考えというか、思いは私どもも一緒なので、決して特別
なというわけではないです。ここの項目については、項目名については、国のほうでこう
いう項目を示されていたので、こういう表題にしているんですけども、中については、
今のご意見を踏まえたような形で、表現のほうさせていただきたいと思ひます。

(高井委員)

ありがとうございます。今日、教育関係の方もいらっしゃってると思うんですけども、
特別支援ってどういう意味でしょうか、ちょっと教えてください。

(有川会長)

学校支援課、よろしいですか。

(事務局：学校支援課)

はい、学校支援課関原と申します。さまざまな障がいを持った子、ある子もない子も含
めてですが、適切な、適性な学びの場というものがあるんだと思っています。いたずらに
分けているわけではなくて、その子にとって適切な学びの場はどこかということをお考えな
がら、教育にあたっているところです。

(高井委員)

言葉じりを捕まえるようで申し訳ないんですけども、それは支援しなければならないことというよりは、そのニーズがあるということが当たり前だというふうにとらえていただくとすると、言葉がちょっと変わってくるのかなと思っているんですけども。

(有川会長)

もう少し具体的に説明いただきたいんですけども、今特別支援教育の程度の話になっているのか、支援というニーズの話なのかというところ、ちょっと具体的に伝えていただいたほうが。

(高井委員)

障がい福祉のこと、ちょっと枠が拡大してしまうのかもしれないんですけども、教育現場で教育を受けれてないお子さんって、かなりの数いらっしゃるんだろと私は思っています。障がい児と言われていないお子さんの中で、教室に入って教育を受けてないお子さんがどれほどいらっしゃるのかなと思うと、私は精神の分野ですけども、とてもお子さんの朝の通学の様子を見て、学校が始まっている時間にお子さんがいらっしゃるのを見ると、とてもつらいなと思って見ているんですけども、そういったお子さんがどれほどいらっしゃるのかって、どこにも数字が出てこないんですけども、いかがですか。ニーズがあるのに応えられてないんじゃないかというふうに、私はとらえているのですが、いかがでしょうか。

(有川会長)

いわゆる不登校のお子さんのことですか。

(高井委員)

不登校も含め、学校でも通常の教室に入れずに、適応教室というような名前になっているのかもしれないです。そういったお子さんが何十人もいると伺うんです。学校の教育現場のほうから伺っています。

(有川会長)

いかがでしょうか。要は、今のお話って、不登校の子もそうですし、適応指導教室に通われてる子もそうなんですけど、その子たちがこの中にどこに出てくるのかということ、ニーズという観点であれば、支援という観点であれば、障がいのある人たちとない人たちということでも、あるなしに関係ないですよ。障がいがなくともニーズのある子もいる。その辺りのところについて、この計画の中に、どこかに反映されているものがあるのかということだと思っております。ですかね、私勝手にまとめちゃってますけど。

(高井委員)

はい。つまりはそういうことになると思うんですけども、ごめんなさい、ちょっと私ごとみたいになってくるんですけど、うちの子どもは教室に入れてないんですけども、

まず学校とかカウンセラーさんとかのほうで、「お母さん、困っていませんか」というふうに聞かれることが多いんです。申し訳ないんですけど、困っているのは学校のほうなんじゃないかと思っていて、学校に、教室に入れない子どもがいるということで、学校の先生って困ってないんでしょうか。ちょっとずれてますかね。

(有川会長)

ちょっと整理しますけれども、私がまとめさせていただいた点がまず1つだと思うんですよね。今障がいのあるなしというところでの話で、これ実は前半の議論の中にも、基本的には障がいのあるなしを関係なくしていこうよという1つのビジョンがある。だけれども、このでの計画というのは、どうしても障がいのある人のところでどうかという議論に行ってしまうというところが、前半ちょっとあって、できるだけそうした方向にならないような、強いわれわれのメッセージをというところの流れで考えていくと、今の話ってちょっとわかりやすくなると思うんです。要するに、ニーズのある人に対しては皆同じ、何らかのわれわれが提供できる支援というものがあるんじゃないか。それは障がいのあるなしで考える前に、まずそうした視点が大事なんじゃないかと考えたときに、特別な支援が必要な子どもって、何も障がいのある子どもたちだけではなく、場合によっては不登校になっている子どもニーズはありますよねという、そういうところの議論があまりされてこずにここまで、ある部分では、この中ではですけれども、意見としてはこれまでも出ていたんですけども、あまり具体的に整理されないまま来てるので、ここで言う特別な支援が必要な子どもというところには、今言ったような不登校の子どもとか適応指導に通われてる子どもたちは、入っていないんですか、いるんですかというお話なんだと思うんですけども。いいですか。

(高井委員)

はい。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見を頂いた10ページの④のところは、基本的には別に教育に限らずに、医療的ケアが必要な方とか、強度行動障がいの方とかというような記載もあるように、何らかの支援が必要な子どもたちに対する支援体制の整備ということで、ここはどちらかというともう少し広く記載しているところかなというふうに考えております。

今ご意見を頂いた話、どちらかというところ前のページの②のところに近いのかなというふうに思いながら、私は聞いていたんですけども、会長のほうからまとめていただいたとおり、国も含め、私たちもそうですけれども、理想としては、障がいのあるとかなしとかに関係なく、必要な支援を学校でもどこでも行っていくのがそうなのではないかと。別に特別な支援が必要な方とそうじゃない方、障がいのあるなしで分けていくというのが理想であるとは、決して私らも思っていないんですけども、実際に現状計画をつくる中で、そこまでなかなか計画に具体的に書けないという部分もあって、どうしても今そういう方がいたときには、やはりこういう体制で対応や支援をしていきますという書き方をせざるを得ないということもあって、こういう記載をさせていただいているというふうにご理解を

いただければと思います。ただ、おっしゃるご意見はもつともだだと思いますので、先ほどの前半の者計画のほうでもお話ありましたけれども、少しでもそういうところを目指すというような記載ができるかどうかとか、こういう記載はできないかというようなご意見については、何かあればお聞かせいただきたいと思います。こちらのほうでもちょっと考えていきたいなと思います。また個別に意見交換をさせてください。

(高井委員)

ありがとうございます。ちょっと脱線したようですみませんでした。そういった、多分障がい者の方も、障がい児というくくりの中でも、手帳を持ってない方でも、社会参加できてない、教育を受けられていない方って、相当数いらっしゃるんだろうなというふうに思っていて、学校の中で、どれほど教育を受けてないお子さんがいるかということがまるでも出てこないの、なかったことみたいになっちゃっていて、これは本当に学校のほうが困っているのではないかなと思うんですけれども、そのところを、もし機会がありましたら、数字や検討課題みたいなことは、浮かび上がってきているのでしたら教えていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

教育委員会のほうと相談させていただきます。ありがとうございます。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。はい、広岡委員。

(広岡委員)

自立支援協議会の広岡です。4ページの6番、障がい福祉人材の確保。これを新しく付け加えていただいたことは非常にありがたいですし、評価できると思います。私どもも障がい福祉活動を行って、非常に昨今人が少ない、大変な現場なので、人を多く確保して支援にあたっていきたいんですけど、なかなか人が集まらないという現状があります。そんな中で、障がい福祉の現場が働きがいのある、魅力的な現場であることの積極的な周知ですとか広報をしていただけると、ありがたいと思っております。

また一方で、よく自立支援協議会でも語られるんですけど、人だけ集めれば良いという問題でもなくて、人の質といいますか、支援ができる、より高められた人たちでないと難しい現場ですので、そのところをしっかりと周知していただければなと思いますし、そういったために専門性を高める研修をしていただければしょうけれど、人の質ということと言えないんでしょうけれど、やはり障がい児・者に寄り添うことができる人の確保、こういったところを念頭に置いて、人材だけじゃなくて、やっぱりそういった寄り添った支援ができるような人を集めることを周知していただければなと思いますので、一言ちょっと付けさせていただきます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見のほうありがとうございます。私どもも、今頂いた意見と同じように感じておりまして、そもそもの人材の確保という部分と、その人材の知識ですとか技術の確保という部分、2つ進めていかなければいけないと思っております。知識と技術というところについては、研修の工夫ですとかをしながらやっていきたいと思っておりますし、その最初の人材の確保というところ、委員のほうからもあった、魅力を感じるような、もしくは福祉に対しての気持ちがあるような人材を確保することが大事というところは、本当に私どももそう思っております、そのためにはなるべく早い時期というか、就職を考える時期になってから急にという話よりも、もう少し前の、若いころからこういう福祉に触れ合ったりですとか、福祉のことを知るような機会をつくっていかないと、なかなか福祉現場に興味を持ってもらえないのかなというふうに思っておりますので、今進めております学校教育の中での、障がいのある方と子どもが触れ合う機会を創出するようなども積極的に取り組みながら、まずは福祉とかかわる場というものを積極的につくっていただければと思っております。またご意見を聞きながら、この辺一緒に進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。今のよろしいですか。

(広岡委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

ほか、いかがでしょうか。はい、角田委員。

(角田委員)

すみません、発言する場所を間違えて、タイミングをちょっと間違えていまして、ただ、高井委員からのお話がすごく、「だからここだよ」というところで、先ほど課長さんも理念のところだというお話、フレーズがあったかと思えます。私は今回の者計画のほうですね、資料1のほうの理念のところ、資料のほうの3ページですね、5の「障がいのある人とは」というところを読んだんです。そのときの4行目ですね、「相当な制限」という、「相当な」という送り仮名になっているのですが、「相当の」なのか、「相当な」なのか、この「の」か「な」をどう使うのかによって、相当違う障がいのある方のカテゴリーになってしまっているのではないかなと。辞書的に調べたら、「相当の」というのはそれにふさわしいという意味で、「相当な」となると、かなりの程度という違いがある。だから今、今回高井委員がおっしゃってくださった、見えない、数字として表れない、障がい児ではないけどニーズは持っているという水面下ですね、氷山の下にあるものの人たちのことの、障が

いがあってもなくても共生社会を目指す新潟市なんだよといったときに、ここの理念がどうするのかというところが決まらないと、こっちの計画のほうの数値に置き換えるときに、またこういったものが書き込みをするときの、どっちにベクトルをとるんだらうという、これをはっきりされると、すっきりしてくるのかなと思ったものですから。意見です。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

ご意見ありがとうございます。基本的にはそのあとに書いてあるように、手帳を持つ人ではなくてということで私ども考えておるんですけど、ここの記載については、基本的にはこの書いてあるとおり、基本法に基づいて抜き出したつもりなんですけど、確認をさせていただきます。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。それこそ基本になっているところですので、確認ということと、逆に言うと、今のお話というところと言うと、「の」なのか「な」なのかというところは、角田委員としてはどちらにとられているのですか。

(角田委員)

正直申し上げて、非常に複雑です。やはりそれ「相当の」支援、あるいはサービス、環境、すべてが必要だというふうに考えることが多いです。ニーズと言われている人たちにこそ、見えにくいものがありますので、私は「相当な」という日本語のほうが、ある意味しっかりすぐ受けとめるというふうに、ご本人や当事者ではなく、その取り巻く人たちのという意味です。が、そのようにきちんと向き合う、向かい合うということでは、「な」のほうだと思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。この辺の議論って、結構深く入っていくと、かなり難しい話もあって、例えばですけど、ひらがな表記で「がい」を表現するのか、漢字で表現するのかというところのものに近いというのがあって、なかなか難しいところだなと思います。

ただ、すごく基本理念にかかわってるところでもありまして、恐らくこの審議会の中で皆さんの意見をある程度集約していくと、障がいのあるなしというところにこだわらないような方向性というところが明確に示されていくような、そこに対しての異論は特にないと思うんですね。そこら辺に向かって表現というところを、ある程度修正必要な部分、ここだけじゃない可能性がありますので、事務局のほう、ちょっとお忙しいところ大変だと思うんですけども、その辺りの表現、表記というところにつきまして、いま一度確認をいただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見が出そろったようですので、ここで審議(2)を終了したいと思います。若干、皆様のご協力のおかげで、時間

のほうかなり、前回と比較すると速やかというか、逆に早いペースで進んでおりますけれども、次にその他ですが、事務局からありますでしょうか。

4. その他

(事務局：長浜障がい福祉課長)

最後に、頂いたご意見で、今回資料のほうには反映させないんですけれども、事務局の考え方ということで、最後いくつかあるので、それだけお話しさせていただきたいと思います。

資料の3の3ページ、点字のほうでは17ページになるんですけれども、下のほうに施策審議会という項目で、20番から25番まで6つまとめてあるんですけれども、こちらのほうについてお答えさせていただきたいと思います。

初めに、20番と21番、どちらもかかわるんだと思いますけれども、先ほど菊地委員のほうからもお話があったと思いますけれども、入所待機者の解消の検討をお願いしたいということですか、重度の方の日中の受入先について、何か情報があればということで頂いた意見でございます。

まず、入所待機者の解消に向けては、先ほどもお話しとおおり、入所施設の定員増に関する協議というものを、今県のほうと進めております。県のほうとの協議を見ながら、どこまで私どものほうで計画に反映できるかということで、進めていきたいというふうに思っております。

それから日中の事業所、特に生活介護事業所なんかについては、新年度に向けた定員増なども行っておりますけれども、やはり配慮が必要な利用者については、支援する側のスキルの不足ですとか、個別対応を行うためのスペースの確保が困難だということで、受入先が限られているような状況があるということも事実でございます。こういったところも、先ほどの委員からのご意見もあった人材の確保というようなところと合わせて、1つでも対応可能な事業所が増えていくように、個別の取り組みの中で進めていきたいと思っております。

それから次の22番、今の新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業について、制度の利用方法について検討いただきたいということでご意見頂いております。こちらについても、今年から3つの制度を統一して、新しく通所交通費助成という事業をつくりましたので、今後もいろいろなご意見頂きながら、少しでもわかりやすいような制度になるように、必要な見直しは行っていきたいと思っておりますので、何かあれば個別にご相談させていただければと思っております。

それから、今のコロナの中での多様な働き方、学習の方法についても検討していただきたいというようなご意見も頂きました。働き方のほうについては、今「こあサポート」のほうで、企業、障がい者支援者のほうに、テレワークでの理解促進だとか、雇用を進める活動というのを始めておりますので、引き続き継続していきたいと思っておりますし、学習のほうについては、公的機関や民間施設のほうで相談・指導を受けている場合の、指導要録上に出席とできる要件というのを通知しておりますして、その要件を満たす場合には出席とみなすというふうに判断しているというところでございます。

それから次の24番は、会議の会場についてのご意見でございます。白山会館は費用がかかるので、市役所の会議室で開催できなかつたというご意見でございます。私どもも、その費用の節減という部分で、市役所の会議室をまず探すんですけれども、日時が決まった時点で、結構人数が多いと、広い会議室が市役所は限られていて、すでに埋まっているよう

なこともあるので、これまでも白山会館となっておりますけれども、市役所のほうでできるときには市役所のほうで開催していきたいと思います。

それから最後 25 番、ヘルプマークの運用状況についてということでご質問いただきましたが、ヘルプマークについては、昨年度 930 枚、今年は 9 月末までに 261 枚ということで、合計新潟市として 1,191 枚を配布したというような実績になっております。引き続きホームページやチラシなどを使いながら、このヘルプマークの周知啓発を行って、実効性を高めていきたいと思っていますところでは。私のほうからは以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございました。

それでは、令和 2 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々がそれぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことありましたら、お手元のほうに「障がい者施策審議会に対する意見」、今回これにたくさんの意見書かかれていて、それがかなり今回素案に反映されておりますので、もし皆さんのほうでございましたら、用紙のほうに記入いただいて、ご提出いただければと思っております。

皆様にはお忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただきまして大変ありがとうございました。マイクのほう事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり議事進行いただきありがとうございました。また委員の皆様も、活発なご発言をいただきありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和2年度第3回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。